令和８年度マレーシア教育旅行関係者招聘業務委託 仕様書

１ 業務名

令和８年度マレーシア教育旅行関係者招聘業務委託

２ 委託期間

契約締結の日から令和９年２月２６日（金）までに完了すること。

３ 事業の目的

マレーシア教育省管轄学校の教育旅行担当者を本県へ招聘し、互いの学校の将来の交流を視野に入れた県内の学校、文化・観光施設等の視察を実施し、本県への教育旅行の誘致を図る。

４ 委託内容

（１）ファムトリップの実施

ア ファムトリップの日程案は下記の通りとする。下記を参考に詳細な日程を提案すること。なお、学校視察（〇）の日程、時間帯については固定のものとする。（同一の時間帯においての具体的な時間の提示は可。なお、２～３時間程確保すること。）また、招聘対象者、視察先となる学校の都合等により、提案した日程が変更される場合にも対応すること。

日数	日程	時間帯	場所
１日目	令和９年１月２５日(月)	夕方以降	クアラルンプール国際空港発
２日目	令和９年１月２６日(火)	午前	関西国際空港着
		午後	県内着、以後県内視察
３日目	令和９年１月２７日(水)	午前	〇福井高専
		午後	〇福井南高校
４日目	令和９年１月２８日(木)	午前	県内視察
		午後	〇敦賀気比高校
５日目	令和９年１月２９日(金)	午前	県内視察
		午後	県内視察
６日目	令和９年１月３０日(土)	午前	関西国際空港発
		午後	クアラルンプール国際空港着

イ　招聘対象者は最大６名とする。（マレーシア教育省管轄校の教育旅行担当者等）

ウ　イのものを本県へ招聘するための航空券（往復※空港利用に必要な諸経費含む）、国内空港からの県内への移動手段（往復）、県内での移動手段を手配すること。なお、招聘対

象者の希望により提案した便等の変更が発生した場合は、柔軟に対応すること。

エ　県内移動は専用車を用意すること。（燃料費、運転手代等、一式込み）

オ　マレーシアへの到着日は令和９年１月３０日中を予定しているが、招聘対象者が令和９年１月３１日中の到着を希望する場合は、個別に対応すること。なお、その場合に要する追加の宿泊費、食事、交通費等の費用は事業者が負担する必要はない。（招聘対象者の個人負担）

カ　宿泊を手配すること。１日目は機内泊、２日目から４日目にかけては県内宿泊を想定すること。５日目については、県内宿泊に加え、関西国際空港近辺での宿泊も可とする。なお、１名１室利用とする。

キ　食事を手配すること。朝、昼、晩の３食を手配することとし、３食ハラルフレンドリー以上とするが、飲食店での食事の他、弁当、ケータリング等でも可とする。なお、朝食・夕食については、宿泊施設提供のものでも可とする。

ク　礼拝については、海外渡航中の簡易的なもの（朝、昼、晩）を想定し、礼拝に必要な水、タオル等も用意すること。また、朝、晩については宿泊施設等で実施することを想定するが、昼については昼食時に十分な時間と場所を確保すること。（昼食および昼礼拝の時間帯の目安：１２時～１４時）なお、招聘対象者が１日５回の礼拝を希望する場合にも、柔軟に対応すること。

ケ　視察先として県内の文化・観光施設を手配すること。将来の教育旅行の催行にふさわしい場所を提案すること。なお、手配料、入場料、体験料、ガイド料等も含めること。

コ　日本滞在時には、添乗員を１名同行させることとするが、マレーシア出発・到着時にも点呼を取ること。（日本滞在時と異なる者でも可とする。）なお、日本滞在時には通訳を兼ねるとし、英語での通訳業務を担うこと。（マレー語も話せることが望ましいが、必須ではない。）なお、個別に令和９年１月３１日中のマレーシアへの到着を希望する招聘対象者については、関西国際空港到着後（復路）は、この限りではない。

サ　その他、招聘対象者がイスラム教徒であることを前提とした準備・対応をすること。（例. ハラルフレンドリー以上の調味料の携帯、他宗教施設へ行く場合の事前説明等）

シ　招聘対象者には旅行保険を付与すること。

ス　招聘対象者が日本国内で使用する Wi-Fi を手配すること。

セ　航空券、宿泊施設等の手配に必要な招聘対象者の情報は後日、県から提供するが、急を要する場合には、事業者から個別に連絡すること。

ソ　視察先の学校との調整は県が行う。

タ　その他、学校視察の際に費用が発生した場合は負担すること（１校あたり１０，０００円程度を目安）

５ 業務報告等

（１）県は「４ 委託内容」の業務について、報告を求めることがあるが、速やかに対応

すること。

（２）「４　委託内容」の業務について、令和９年２月２６日（金）までに、業務完了報告書を提出すること。報告書には、業務の概要、実績および業務を通じて明らかになった課題や提言、その他、県が必要とする事項を記載すること。

６　その他留意すること

（１）本業務の実施にあたり、関係者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。

（２）本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。

（３）本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

（４）本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。

（５）契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。

（６）受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。

（７）受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとすること。

（８）県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合があることを承諾すること。

（９）その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。